



2025年5月14日

各位

会社名: AI フュージョンキャピタルグループ株式会社
(コード:254A 東証スタンダード市場)
代表者名: 代表取締役社長 澤田 大輔
問合せ先: 財務経理部長 西田 賢一郎
(TEL: 03-6261-9511)

株式会社エデンの株式取得（子会社化）についての基本合意書締結に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式会社エデン（以下、「対象会社」）の株式を取得し子会社化することについての基本合意書（以下、「本基本合意書」）の締結を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本基本合意書締結の背景

当社は、2024年10月29日に中期経営計画（AI革命1.0）を策定し、様々なセクターの企業群の構造変革をもたらす可能性のある「第四次産業革命」と目されるAIを軸に、「自己投資事業」「ファンド事業」「PIPEs事業」「投資銀行事業」の4つの事業ドメインをコア領域と定め、シナジー効果を発揮しながら、それぞれが独立した事業として当社グループの利益成長をドライブすることを目指しております。

一方で、有価証券と並ぶ投資対象として暗号資産が急速に存在感を高めており、また暗号資産は当社が投資目的で保有する有価証券との価値連動性が低いオルタナティブ金融資産としての特性を有することに加え、当社が事業の軸に据えるAIと密接な関係を有することから、2025年1月30日付「子会社の設立及び新たな事業（暗号資産投資事業）の開始に関するお知らせ」にて公表のとおり、上記4つの事業ドメインとは別個の新規事業として暗号資産投資事業に進出いたしました。なお、当社の中期経営計画については、暗号資産投資事業も含めた形で見直しを行うことを予定しております。

2025年3月28日付「第2回乃至第4回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第5回新株予約権の発行並びに新株予約権の買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の締結に関するお知らせ」で開示のとおり、暗号資産投資のための資金調達も進めており、また、2025年4月18日付「暗号資産投資事業の事業方針決議に関するお知らせ」にて開示のとおり、暗号資産投資事業についての事業内容及び取組の時間軸についての事業方針を決議いたしました。

2025年4月18日付「暗号資産投資事業の事業方針決議に関するお知らせ」からの抜粋

	事業の内容	取組開始時期
1	暗号資産への投資・保有	既に開始済
2	暗号資産の運用	2026年3月期より取組予定
3	暗号資産レンディング事業	2026年3月期より取組予定
4	LPSによる暗号資産投資事業	2026年3月期より取組予定
5	プロ投資家向けトークン販売事業	将来的な取組を計画
6	IEO事業	将来的な取組を計画



これらの暗号資産関連事業のうち、「プロ投資家向けトークン販売事業」と「IEO 事業」については、暗号資産交換業者としての登録を要することから「将来的な取組を計画」としておりました。当社が、「自ら金融庁登録を行う」のか、或いは、「金融庁登録済或いは今後登録の可能性が高い会社があれば株式を取得するのか」の検討を行っていたところ、このような当社の状況を認識していた当社の協業事業者より、2025 年 4 月に対象会社を紹介いただき、対象会社が暗号資産交換業者の金融庁登録（以下、「本登録」）の手続き中であり、本登録の可能性が高い旨の説明を対象会社の株主である石川英治氏（以下、「本売主」）から受けました。

本売主は、以下「2. 本基本合意書及び本基本合意書の相手先の概要」に記載の譲渡価格および条件であれば対象会社の売却意向をお持ちであったところ、当社としては、当社単独で本登録を行うよりも、ノウハウを有しており登録可能性の高い対象会社の株式を取得したほうが良いと判断いたしました。一方で、当社では本登録が完了することによる当社の将来の利益影響額について複数の前提条件でシミュレーションを行ったところ、当該投資額に見合う利益の獲得可能性は十分にあると判断し、株式取得（子会社化）についての本基本合意書の締結を決議いたしました。

2. 本基本合意書及び本基本合意書の相手先の概要

当社と本売主は、本基本合意書に基づき、以下のとおり段階的に対象会社の株式取得（子会社化）を行います。

(1) 本基本合意書締結日以降、当社が対象会社に対する買収監査を速やかに行い、買収監査報告書の内容について当社が本売主と協議を要すると判断する事項がない限り、株式譲渡契約（以下、「本契約」）を締結し、本売主は対象会社株式（発行済株式総数：1,000 株）のうち 333 株を当社に譲渡し、当社は本売主にその譲渡対価として金 1,000 万円を支払う。ただし、本契約の前提条件として、対象会社が一般社団法人日本暗号資産取引業協会（以下、「JVCEA」）の第二種会員になることとする。

(2) 対象会社が本登録を完了し、且つ JVCEA の第一種会員の取得ができ次第、本売主は対象会社株式のうち 667 株を当社に譲渡し、当社は本売主にその譲渡対価として金 2 億 9,000 万円を支払う。

なお、対象会社が、JVCEA 第二種会員、第一種会員及び暗号資産交換業登録等を行う際に要する費用については、対象会社が費用を負担するものとします。ただし、登録等が完了するまでの資金負担は本売主が対象会社へ融資することで行い、登録等が完了後は当社が対象会社へ資金注入（融資又は増資引受）することで本売主から対象会社への融資を即時返済するものとします。

本売主及び当社は、上記(1)記載の譲渡完了後、一定期間を経てもなお本登録が叶わず、当社が本登録の可能性が極めて低いと判断した場合には、上記(1)の反対取引を行うこととします。

なお、譲渡対価については、2025 年 4 月 18 日付「資金の借入に関するお知らせ」にて開示の株式会社ショーケースからの M&A 資金等を資金使途とした借入金の一部より支払う予定です。

また、本売主は、本基本合意書締結日以降において、当社に暗号資産に関する顧客（以下、「本件顧客」）を紹介することができ、当社および当社のグループ会社は、本件顧客との取引により収益を獲得した場合、本売主に対して、本件顧客との取引内容に応じて当社と本売主が協議の上で都度定める紹介料を支払うものとします。

本基本合意書の相手先の概要		
氏名	石川 英治	
住所	東京都目黒区	
職業の内容	勤務先の名称	株式会社エデン
	本店の所在地	東京都品川区上大崎2丁目15番2号
	事業の概要	ブロックチェーン技術に関するコンサルティング及びシステムの販売



当社と株式取得の相手先との間の関係	
株式取得の相手先が保有している当社の株式の数	-
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

対象会社の概要				
1	名 称	株式会社エデン		
2	所 在 地	東京都品川区上大崎2丁目15番2号		
3	代表者の役職・氏名	代表取締役 石川 英治		
4	事 業 内 容	ブロックチェーン技術に関するコンサルティング及びシステムの販売		
5	資 本 金	10,000千円(2024年10月現在)		
6	設 立 年 月 日	2017年10月		
7	大株主及び持株比率	石川 英治 100%		
8	当社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
		人的関係	該当事項はありません。	
		取引関係	該当事項はありません。	
		関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
9	当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	2022年10月期	2023年10月期	2024年10月期
	純資産	11,092千円	11,174千円	10,836千円
	総資産	12,816千円	11,284千円	11,236千円
	1株当たり純資産	55,463円	55,870円	54,182円
	売上高	2,640千円	1,155千円	450千円
	営業利益(△損失)	223千円	191千円	△267千円
	経常利益(△損失)	223千円	191千円	△267千円
	当期純利益(△損失)	104千円	81千円	△337千円
	1株当たり当期純利益(△損失)	522円	406円	△1,687円
	1株当たり配当金	-	-	-

JVCEAの会員種別(第一種会員と第二種会員)について

第一種会員	<ul style="list-style-type: none"> ● 資金決済法第2条第16項に定める暗号資産交換業者 ● 他人のためにする暗号資産の管理を業として行うにことについての特別の規定に基づき、当該管理を業として行う暗号資産交換業者以外の者 ● 金融商品取引法第29条又は第33条の2の登録を受けて暗号資産等関連デリバティブ取引業を行う者 ● 資金決済法第2条第10項に定める電子決済手段等取引業のうち、電子決済手段関連業務を業として行う者
第二種会員	<ul style="list-style-type: none"> ● 資金決済法第63条の2に規定する暗号資産交換業者の登録を申請中の者又は申請を予定する者 ● 金融商品取引法第29条又は第33条の2の登録を受けて暗号資産等関連デリバティブ取引業を行おうとする者又は同法第31条第4項の変更登録を申請中の第一種金融商品取引業者又は申請を予定する金融商品取引業者 ● 資金決済法第2条第10項に定める電子決済手段等取引業を行おうとする者

3. 日程

1	取締役会決議	2025年5月14日
2	本基本合意書の締結	2025年5月14日
3	買収監査の実施	2025年5月中旬(予定)

4	対象会社による JVCEA の第二種会員の取得、 本契約の締結及び第 1 回譲渡実行（対象会社株式取得）	2025 年 5 月下旬（予定）
5	対象会社による本認可取得及び JVCEA の第一種会員の取得、 第 2 回譲渡実行（対象会社株式取得）	今後決定予定

4. 今後の見通し

本件による当社の連結業績への影響（対象会社の連結子会社化による「プロ投資家向けトークン販売事業」と「IEO 事業」の開始に伴う影響を含む）については、現在精査中であり、今後公表すべき事実が生じた場合には、速やかに開示いたします。

以上

